

教員免許状取得のための単位修得相談について

○ 対象者

兵庫県教育委員会に免許状の授与申請を行う予定の方。

(兵庫県内の学校・幼稚園に勤務している方、教職員ではなく兵庫県に居住している方)

新たに免許状を取得する場合(基礎資格(学士等の学位)と単位修得による申請:免許法別表第1・2・2の2による申請)は、授与権者(兵庫県教育委員会)が行う教育職員検定ではなく、免許法に基づき、すべての都道府県において同じ取扱いとなるため、兵庫県教育委員会における個別の回答は一切いたしません。履修する大学に照会してください。

○ 必要書類

(相談内容によっては、下記以外の書類が必要になる場合があります。)

教育職員免許状単位修得相談票

修得済みの単位について確認できる、教員免許申請用の「学力に関する証明書」

(コピー可)

教育職員免許法に定める科目名で発行される証明書です。大学の授業名で発行される「成績証明書・単位修得証明書」ではありません。

「学力に関する証明書」は、卒業した大学・教育機関に請求してください。

(旧法で修得した単位を使用する場合は、新法(平成10年改正法)に読み替えた「学力に関する証明書」を請求してください。)

返信用封筒(長形3号封筒)に92円切手を貼り、返信先の郵便番号・住所・氏名を明記)

○ ご相談いただく際の注意点

1 トラブル防止のため、原則として、郵送による単位相談のみ受け付けています。電話やメールでの相談はできません。ただし、2回目以降の相談については、窓口でも対応します。(事前に予約が必要。2～4月は受け付けしません。)

2 回答は、約1か月後となります。

なお、免許状の授与申請や単位相談が増加する時期(2～9月頃)には、上記以上の期間、回答をお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3 回答できる内容は下記の2点のみとなります。

(1) 「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」及び「教育職員の免許状の授与等に関する規則(兵庫県教育委員会規則)」に定められている、教育職員免許状取得に必要な最低修得単位数

(2) 修得済みの単位が確認できる場合には、上記の単位から修得済みの単位を差し引いた不足単位

4 免許法等に基づいて案内する最低修得単位数より、大学で設定されている単位数の方が多い場合があります。また、「教育職員免許法」等に定められている法律・規則上の教科名と、大学で開講されている授業名は異なりますので、「大学等で実際にどの授業を履修したらよいか?」など、不足単位に対応した具体的な授業科目名や履修方法等については、受講される大学等で直接指導を受けてください。

○ 相談票の送付先及びお問い合わせ先

〒650-8567(所在地記載不要)兵庫県教育委員会事務局教職員課制度・免許係

電話: 078-341-7711(内線5667)〔平日9:00～11:30、13:30～17:00〕

教育職員免許状単位修得相談票

平成 年 月 日

ふりがな			住 所		
氏 名					
生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日 生	電 話 番 号	相談内容の確認ができる電話番号(携帯・自宅) () -	
取 得 し ょ う と す る 免 許 状	_____教諭 専修・1種・2種 免許状 教科・領域() _____教諭 専修・1種・2種 免許状 教科・領域() 中学校・高等学校の場合は教科名を、特別支援学校の場合は領域名を()内に必ず記入すること				
現 在 持 っ て い る 免 許 状	_____教諭 専修・1種・2種 免許状 教科・領域() 年 月 日 取得 _____教諭 専修・1種・2種 免許状 教科・領域() 年 月 日 取得 中学校・高等学校の場合は教科名を、特別支援学校の場合は領域名を()内に必ず記入すること				
現 在 持 っ て い る 免許状の学位・単位 修得機関	_____大学 _____学部 _____学科 _____専攻 年 月 日(入学) 年 月 日(卒業)				
教育職員としての 勤 務 期 間	校種(○で囲む)	職 名	教科・領域	週平均 時 数	期 間
	小・中・高・幼 その他()				年 月 日 から 年 月 日 まで
	小・中・高・幼 その他()				年 月 日 から 年 月 日 まで
上記期間のうち実際に 勤務しなかった期間	産休・育休・病欠・研修・その他 年 月 日 から 年 月 日まで				
	産休・育休・病欠・研修・その他 年 月 日 から 年 月 日まで				
相談内容(具体的に)					

この様式に記載しきれない場合は、別紙(様式自由)としてください。